

レセプト管理士倫理綱領

レセプト管理士の専門性

1. レセプト管理士は、豊かな人間性と同時に、科学と実証されたエビデンスのもと、社会保障の発展に寄与する。
2. レセプト管理士は、専門的知識をもって患者、利用者、経営にコミットする。
3. レセプト管理士は、他の専門職と同じように専門職としての固有の責任を有している。
4. レセプト管理士は、自らの能力の限界を意識しながらも、責任ある態度で専門的な立場を確立する。
5. レセプト管理士は、レセプト管理士としての職業の成長に努力しなければならない。
レセプト管理士は、医療・福祉全体の制度、点数等の改定の必要性と変化予測、変化の影響や仕組みを理解し、レセプトデータの管理、データを経営等に応用できる経営戦略力を持った専門家である。現行の算定上の問題、改定時の問題や課題を意識し、レセプトデータの活用など必要があれば、医療・福祉施設、そして社会に対して提言するよう努める。

レセプト管理士のクライアント

6. レセプト管理士のクライアントは、事業者のステークホルダーを指している。患者、利用者、保険者、関連業者だけではなく、行政機関、地域住民との信頼関係の構築の上に業務を行う。
7. レセプト管理士は、患者、利用者の尊厳に配慮し、公平公正で、患者、利用者中心の視点での業務を行わなければならない。
8. レセプト管理士は、患者、利用者の権利に配慮しながらも、公共の利益を重んじる。広く国民へ医療・福祉制度の情報を伝達するなど、国民の生涯学習を支援する。
9. レセプト管理士は、守秘義務を伴う情報、プライバシーへの配慮に細心の注意を払うべき情報については、個人情報保護に関する法律や規定に従い、慎重に取り扱う。
10. レセプト管理士は、海外の医療・福祉の情報を収集し、外国人患者、利用者、関係者に対して、最善の対応ができるよう努める。

レセプト管理士の職場と連携

11. レセプト管理士は、法律、学会の規定、所属組織の基本理念を理解し、それを遵守しなければならない。
12. レセプト管理士は、職場内でふさわしい職責を果たすことはもちろん、同僚、所属組織、関係者、他の医療・福祉施設、研究機関及び関連企業等のレセプト管理士に対して、連携、協働の意識を続けなければならない。
13. レセプト管理士は、公共の利益に敏感であり、違反を正す意識が常に求められ、不正な請求に対して毅然とした態度で、断固拒否する態度を持つ。

レセプト管理士の自己研鑽

14. レセプト管理士は、法律、通知、告示、省令、政令等の規定を遵守し、調和をもって働く。
15. レセプト管理士は、国民の信頼に応えるため、レセプト管理士としての専門的能力の向上を目指し、学会や研修会等を通じて、常に自己研鑽(セルフデベロップメント)に努めなければならない。